

二輪自動車等の後面衝突警告表示灯について（UN-R53 関係）

● 適用範囲

- 二輪自動車及び二輪の一般原動機付自転車

● 改正概要

- 後面衝突警告表示灯^{※1}について、「二輪自動車等の灯火器の取付方法に関する協定規則（UN-R53）」の改訂案が、令和5年3月の国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において合意されたことを踏まえ、今般、国内基準の改正を行う。

※1 「後面衝突警告表示灯」とは、自動車の後方にある交通と衝突するおそれがある際に灯火装置を点滅させることにより、衝突するおそれがあることを、自動車の後方の他の交通に対し知らせる装置をいう。

- 二輪自動車及び二輪の一般原動機付自転車は、協定規則第53号に適合する後面衝突警告表示灯を備えることができることとする^{※2}。

※2 現行の保安基準では、取付対象を四輪自動車等としている。

【後面衝突警告表示灯の主な要件】

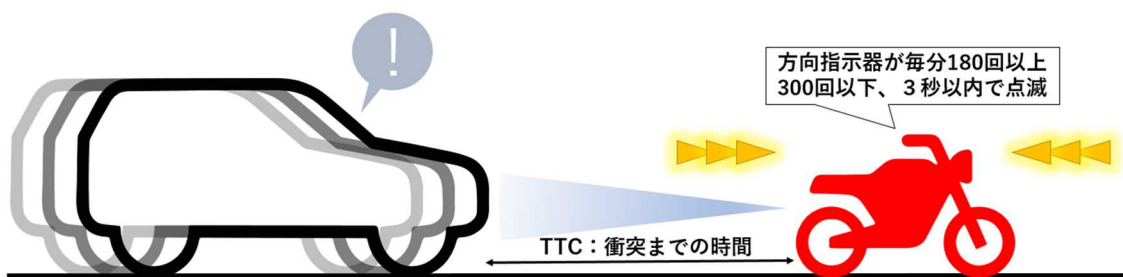
- ◇ 当該車両の後方にある交通に当該車両と衝突するおそれがあることを、方向指示器の点滅（毎分180回以上300回以下）で知らせることができる。
- ◇ 作動時間は、3秒以下。
- ◇ 市街地等での不要作動を防ぐため、次表に掲げる条件においてのみ作動。

V_r (km/h)	作動条件
$V_r > 30\text{km/h}$	$TTC \leq 1.4$
$V_r \leq 30\text{km/h}$	$TTC \leq 1.4 / 30 \times V_r$

V_r (相対速度)：後面衝突警告表示灯を装着した車両と、同一レーン上の後続車両との速度の差

TTC (衝突までの時間 (s))：相対速度が一定であると仮定した際の後面衝突警告信号を装着した車両と後続車両が衝突するまでの予想時間

【作動のイメージ図】



- 改正時期（予定）： 令和5年9月下旬
- 適用時期（予定）： 同上